

役員報酬規程

伸 生 会

社会福祉法人伸生会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伸生会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事及び相談役をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長・常務理事・内部理事及び相談役の報酬)

第5条 施設職員以外の理事長・内部理事及び相談役が、法人及び施設の運営のための業務を行う場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

2 施設職員を兼務する理事長及び常務理事が、法人及び施設の運営のための業務を行う場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、理事長の命を受けて出張する場合は、別表4により報酬及び旅費を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払、出張終了後精算することができる。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。
この規程は、平成22年11月18日より施行する。
この規程は、平成24年10月1日より施行する。
この規程は、平成28年10月15日より施行する。
この規程は、平成29年4月1日より施行する。
この規程は、平成29年6月10日より施行する。
この規定は、平成30年3月24日より施行する。
平成30年4月1日改正（第5条及び2、別表3）

別表1

名 称	報 酬 (税引き前)	実費弁償費 (1日当たり)
理事会出席報酬等	10,000円	タクシー代実費
評議員会出席報酬等	10,000円	タクシー代実費

*同日に開催される場合は1日とする。

別表2

名 称	報 酬 (税引き前)	実費弁償費 (1日当たり)
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	タクシー代実費
監事監査指導報酬等	10,000円	タクシー代実費

別表3

名 称	報 酬 月 額	勤 務 形 態
理事長報酬	650,000円/月額	平均週3日
内部理事報酬	300,000円/月額	平均週3日
相談役	100,000円/月額	毎月2回、その他理事長が必要としたとき
理事長（職員兼務）	100,000円/月額	
常務理事（職員兼務）	50,000円/月額	

別表4

旅 費	宿 泊 費	日当（1日当たり）	そ の 他
実費	12,000円	7,000円	実費